

第165回
岡山県都市計画審議会

日時：令和7年2月6日（木）13時30分～

場所：岡山県庁分庁舎 2階 201研修室

第1号議案 株式会社カンガイ 産業廃棄物処理施設(倉敷市)の敷地の位置について (1/2)

都市計画審議会に付議する理由

建築基準法第51条の規定により、都市計画区域内においては、産業廃棄物処理施設等の建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築・増築はできない。

ただし、都市計画決定がなされていない場合においては、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、新築・増築が可能となると定められている。

今回審議する案件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）施行令に掲げる産業廃棄物の処理施設であり、県が都市計画を定める都市施設であるが、その敷地の位置を都市計画決定していないことから、特定行政庁である倉敷市長から、県の都市計画審議会に対し議案として付議するよう依頼があったものである。

○建築基準法（抜粋）

第51条（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置）

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合には、この限りでない。

■その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物とは・・・

○建築基準法施行令（抜粋）

第130条の2の2（位置の制限を受ける処理施設）

第2号 イ 廃棄物処理法施行令第7条第1号から第13号の2までに掲げる産業廃棄物の処理施設

■廃棄物処理法施行令に掲げる産業廃棄物の処理施設とは・・・

○廃棄物処理法施行令

第7条（産業廃棄物処理施設）

第7号 廃プラスチック類の破碎施設であつて、一日当たりの処理能力が5tを超えるもの

第8号の2 第2条第2号に掲げる廃棄物（木くず）又はがれき類の破碎施設であつて、一日当たりの処理能力が5tを超えるもの

■政令で定める規模の範囲内とは・・・

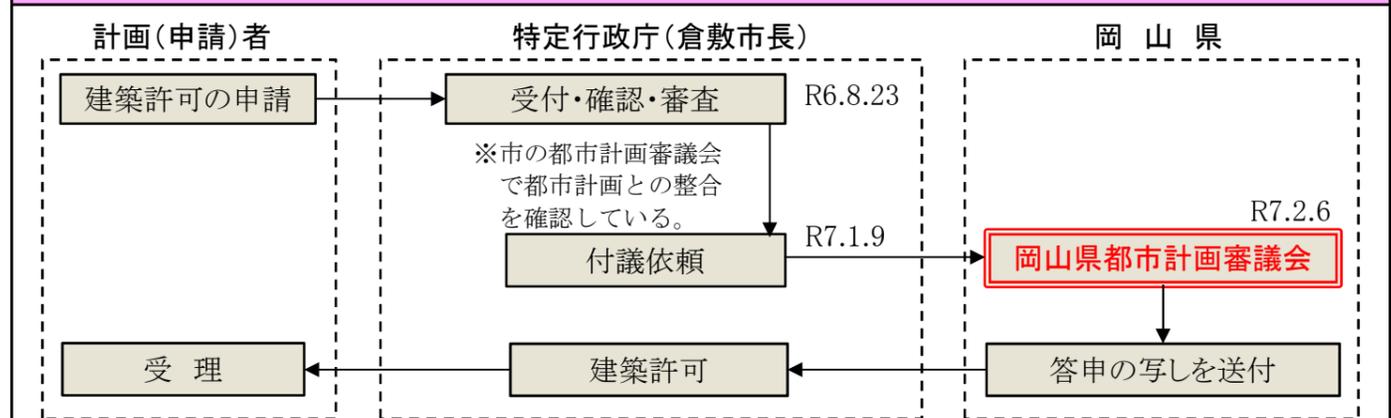
○建築基準法施行令（抜粋）

第130条の2の3（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置に対する制限の緩和）

法第51条ただし書の規定により政令で定める新築、増築又は用途変更の規模は、次に定めるものとする。

第1項第3号 工業地域又は工業専用地域内における産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の新築	許可が不要な規模
チ 廃プラスチック類の破碎施設	6t/日以下
ヌ 廃棄物処理法施行令第2条第2号に掲げる廃棄物（木くず）又はがれき類の破碎施設	100t/日以下

産業廃棄物処理施設の建築許可の申請フロー図



位置図



設置する施設の概要

【申請者】株式会社カンガイ 代表取締役 甲谷 禎浩

【主要施設】産業廃棄物処理施設

(中間処理施設：破碎機新設(2基))

【敷地面積】5,640.76㎡

【処理品目及び処理能力】

廃プラスチック類

54.4t/日 (> 6t/日) → 許可対象

木くず

54.4t/日 (< 100t/日) → 許可対象外

など

※稼働時間 8時間運転



破碎機イメージ (株)御池鐵工所 カタログから引用

第1号議案 株式会社カンガイ 産業廃棄物処理施設(倉敷市)の敷地の位置について(2/2)

都市計画上の観点

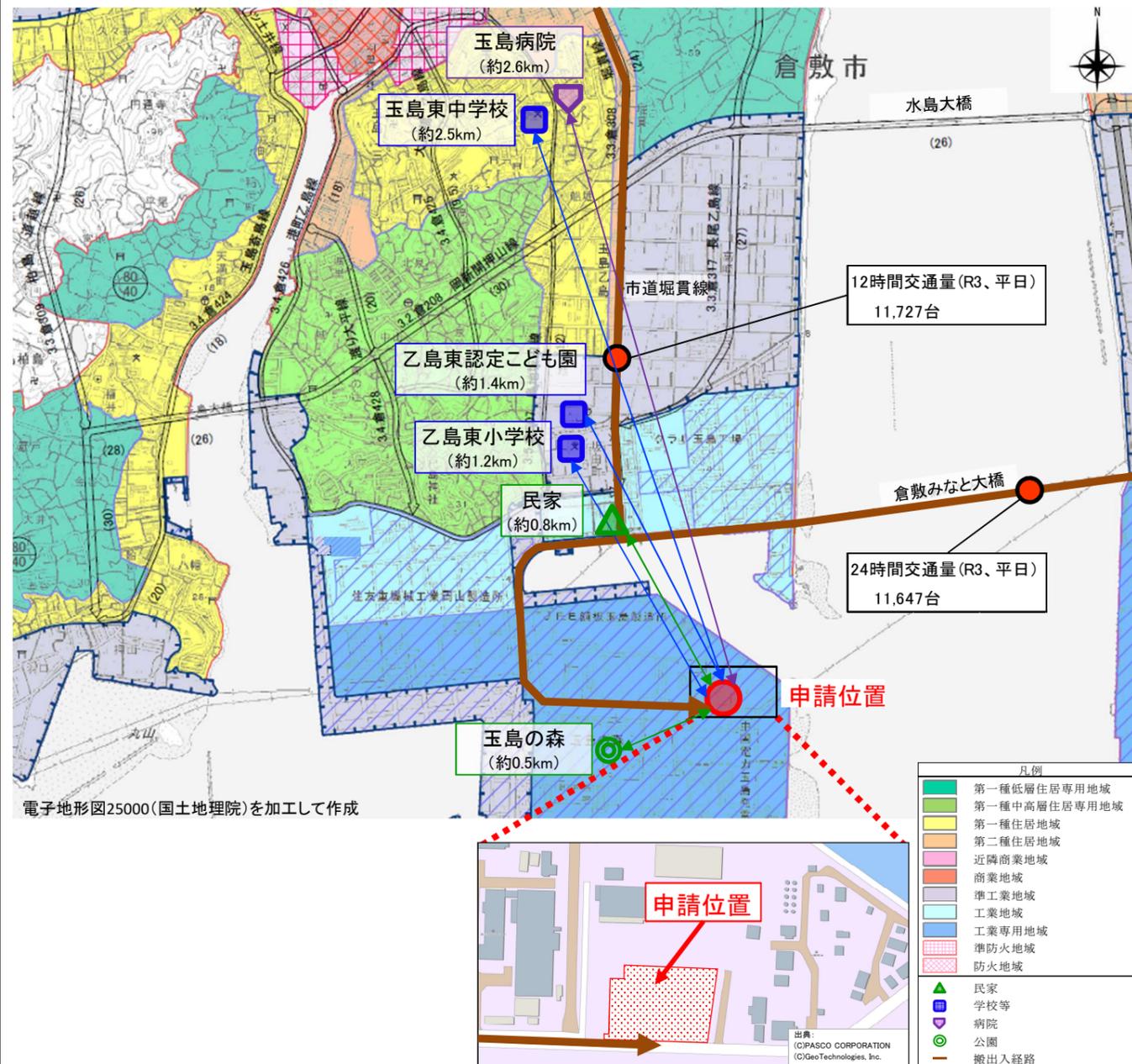
① 当該施設の敷地の位置と既存の都市計画等との整合

- 敷地及び周辺の用途地域の指定状況
- 敷地及び周辺における風致地区や景勝地の有無
- 災害ハザードエリアの確認
- 学校、病院、公園などとの位置関係

② 都市環境への影響

- 搬出入車両の増加に伴う交通への影響
- 生活環境影響調査による評価

付近見取図



① 当該施設の敷地の位置と既存の都市計画等との整合

- 敷地及び周辺の用途地域の指定状況**
当該敷地の用途地域は工業専用地域であり、住居系の用途地域も近接していないため、産業廃棄物処理施設の立地場所としては、問題ないと考えられる。
- 敷地及び周辺における風致地区や景勝地の有無**
当該敷地及び周辺には風致地区や景勝地はない。
- 災害ハザードエリアの確認**
当該地区は、災害危険区域、土砂災害特別警戒区域等には該当していない。
- 学校、病院、公園などとの位置関係**
当該敷地周辺にある学校など不特定多数の人が集まる施設は、いずれも当該敷地から離れた位置関係にあり、影響がないと考えられる。

→よって、既存の都市計画等との整合に問題はない

② 都市環境への影響

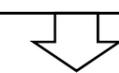
- 搬出入車両の増加に伴う交通への影響**
車両台数は、施設の最大処理能力から、大型車で32台/日(往復)を想定しており、搬出入車両の台数が少ないことから、道路交通に支障となるような影響はないと考えられる。
- 生活環境影響調査による評価**
周辺環境については、申請者が廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査を実施しており、調査項目(大気質、騒音、振動)についての調査・予測結果及び評価は下記のとおりである。
本調査・予測結果及び評価については、倉敷市の環境部局において技術的審査を行っており、問題ないと判断されている。

→よって、都市環境への影響に問題はない

■ 生活環境影響調査とは・・・
廃棄物処理法第15条第3項に基づき、同法により許可を要するすべての廃棄物処理施設について実施が義務づけられるもので、施設の設置者が、計画段階で、その施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響をあらかじめ調査し、その結果に基づき、地域ごとの生活環境に配慮したきめ細かな対策を検討した上で施設の計画を作り上げていくための事前調査であり、調査項目は、大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地下水から申請者が選定する。

【参考】生活環境影響調査項目と調査・予測結果及び評価(「生活環境影響調査書」より)

- 大気質(粉じん)**
施設が建屋内に設置されること、最寄りの民家が申請位置から約800m離れていることなどから、施設稼働に伴い発生する粉じんが周辺地域に及ぼす影響は軽微なものと予測される。
- 騒音、振動**
当該敷地の用途地域は工業専用地域であり、騒音規制法及び振動規制法の規制基準は適用されないが、予測値が工業地域に適用される基準値を下回っていることから、施設の稼働が周辺地域の騒音、振動状況を大きく変化させることはないものと評価する。
騒音 [施設稼働] 基準(敷地境界・昼間) : 70dB以下 → 予測 : 65.0dB
振動 [施設稼働] 基準(敷地境界・昼間) : 65dB以下 → 予測 : 48.0dB



当案件は、その敷地の位置が都市計画上支障がないものとする。